東京都立蔵前工科高等学校　同窓会基金規則

第 1 章　総 則

第1条　会則第6章第18条の規定に基づき、東京都立蔵前工科高等学校同窓会基金規則を定める。
第2条　この基金の名称を、東京都立蔵前工科高等学校同窓会基金という。（以下「基金」という）
第3条　この基金の事務局は、東京都立蔵前工科高等学校内（東京都台東区蔵前一丁目3番57号）に置く。

第 2 章　目的及び事業

第4条　この基金は、東京都立蔵前工科高等学校同窓会の運営および活動に資することを目的とする。
第5条　この基金は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
（1）　東京都立蔵前工科高等学校同窓会会則第4条の目的を遂行するための事業に使用する。
（2）　その他、この基金の目的を達成する為に必要な事業。

第 3 章　基金の管理及び会計

第6条　この基金の資産は次の通りとする。
（1）　この基金の寄付による基本財産と運用財産
（2）　事業に伴う収入
（3）　寄付金品
（4）　その他の収入
第7条　資産管理
1　基本財産として1，000万円を常に保持すること。
2　この基金の基本財産を処分し、または担保に供してはならない。
3　基金運用財産は基本財産を除いた剰余金を資産として、管理運営、事業遂行に充てるものとする。
4　基金に属する現金を、金融機関へ現金、その他最も確実かつ有利な方法により保管すること。
第8条　基金会計
1　運用財産からの基金取り崩しは、同窓会役員会の審議を得て、同窓会会長が基金理事長に助成の申請を行い、基金役員会の承認を得なければならない。
2　この基金の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が収支報告書を作成し、また、財産目録および事業報告書を作成し、基金役員会の審議を経て常任委員会の承認を得なければならない。
3　会計監査は毎年度の基金会計について監査し、常任委員会で監査報告を行わなければならない。
4　基金の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第 4 章　基金役員

第9条　役員
この基金には次の役員を置く。
（1）　基金理事長　　1名
（2）　基金副理事長　　4名
（3）　基金役員　　若干名
（4）　基金会計　　2名
（5）　会計監査　　2名
第10条 役員の選出方法及び任期
1　基金理事長は同窓会役員会の推薦により、常任委員会において承認を得る。
基金理事長は同窓会会長と兼ねることはできない。
2　その他の役員は基金理事長が選出する。
3　同窓会会計監査は基金会計監査を兼任する。
4　この基金の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
5　役員に欠員が生じた場合は後任者を補充できるが、補充された役員の任期は前任者のの残存期間とする。但し、残存期間が短い場合は補充しなくても良い
6　役員はその任期終了後でも後任者が就任するまで、その職務を行う。
7　役員は、この基金の役員としてふさわしくない行為があった場合には、その任期中であっても、基金役員会の議決によりこれを解任することができる。
第11条 役員の任務
役員の任務は、次のとおりとする。
（1）　基金理事長（以下「理事長」という）はこの基金の事務を総理しこの基金を代表する。
（2）　基金副理事長（以下「副理事長」という）は理事長を補佐し、理事長に事故がある時には副理事長より代表を選出し職務を代行する。
（3）　理事長・副理事長・基金役員・基金会計は基金役員会を組織し、この基金の業務を議決し執行する。
（4）　基金会計はこの基金の経理を行う。
（5）　会計監査は、基金会計・同窓会一般会計の監査をする。

第 5 章　会 議

第12条 会議は基金役員会とする。

1 基金役員会は理事長が必要と認めた場合、適時に召集する。

2 ただし、基金役員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時に基金役員会を招集しなければならない。

3 会議の議長は基金役員の互選で指名した者が議長となる。

第13条 定足数

1 基金役員会は基金役員現在数の3分の2以上出席しなければ議決することができない。

2 基金役員会の議事は出席者の過半数を要するものとする。可否同数のときは、議長が決定する。

3 但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

第14条 基金役員会は次の事項を審議し議決する。

(1) 同窓会会長より基金取り崩し申請の適否について審議議決

(2) 収支報告書についての審議

(3) 財産目録および事業報告についての審議

(4) 会計監査についての審議

(5) 常任委員会提出案件の審議

(6) その他この基金の業務に関し理事長が必要と認めた事項

第 6 章　その他

第15条 基金規則の変更ならびに解散を行うときには、同窓会常任委員会の承認を得なければならない。

第16条 平成29年6月に理事長から委嘱された基金理事の任期は平成30年6月の規則改定日までとする。

基金の創立日：平成3年4月1日
本規則の制定日：平成4年10月2日
改定日：平成19年 7月20日
改定日：平成22年 6月12日
改定日：平成30年6月22日、2018.10.4誤字修正、2023.4.1校名変更